



健診の内容と必要な条件

◆法定一般健診（義務）：他の健診は任意

働く人々の健康を守るため事業者が責任を持って、雇入時及び雇用期間中に年1回従業員の健康診断を実施することが法律で義務付けられています。

*検査項目は種別健診を参考にして下さい。

- ・雇入時健康診断は雇入時に実施。
- ・定期健康診断は35歳と40歳以上の方。
- ・略式定期健康診断は除35歳の方と40歳未満の方。

◆協会けんぽ生活習慣病予防健診

当院は指定医療機関です。

全国健康保険協会の保険に加入しておられる方を対象に、生活習慣病予防のための健診を実施しています。

- ・付加健診は一般健診とセットで受診しかつ、全項目の受診となります。
- ・乳がん・子宮がん検診は、一般健診とセットで受診いただきます。どちらかみの受診も可能です。
- ・子宮がん検診単独の受診は、一般健診日とは別の日に受診できます。

- ・一般健診対象者。35～74歳の被保険者。
- ・乳がん・子宮がん検診対象者は当該年度において40～74歳の偶数年齢に達する女子被保険者の方。
- ・子宮がん検診（単独）対象者は当該年度において20～38歳の偶数年齢に達する女子被保険者の方。
- ・付加健診対象者は当該年度40歳、50歳になる被保険者の方。

◆特定健診

特定健診・特定保健指導はメタボリックシンドロームに着目した新しい健診制度です。

当院は三木市の個別健診指定医療機関です。

- ・40～74歳の社会保険の扶養家族を対象に実施しています。

◆各種健康保険組合による健康診断

健康保険組合が指定する健康診断を、当院はその指定に従い実施しています。